

【 検 査 】**５０４　ＴＲＡｂ（甲状腺機能低下症疑い）の算定について****《令和７年４月３０日》****○ 取扱い**

甲状腺機能低下症疑いに対するD014「27」抗TSHレセプター抗体（TRAb）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

甲状腺刺激ホルモン受容体（TSHレセプター）抗体（TRAb）は、バセドウ病の疾患マーカーとして利用されている。バセドウ病は甲状腺の自己免疫性疾患の１つで、TSHレセプターに対する自己抗体がレセプターを恒常的に刺激し続け、甲状腺ホルモンを過剰に産生・分泌させることで発症する。バセドウ病では、TRAbが検出されて甲状腺機能の亢進を呈し、TSHは抑制される。一方、TRAbには、TSHレセプターをブロックしてTSH作用を阻害し、甲状腺機能の低下を呈する特殊型も存在する。したがって、甲状腺機能低下症が確定し、TRAbによる自己免疫疾患を疑う場合には、本検査が必要となることもあるが、一般的に、甲状腺機能低下症の疑いでのTRAb検査の医学的有用性は低い。

以上のことから、甲状腺機能低下症疑いに対するD014「27」抗TSHレセプター抗体（TRAb）の算定は、原則として認められないと判断した。